

佐賀県豚熱経口ワクチン散布業務（後期）委託仕様書

この仕様書は、佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会（県協議会、以下「甲」という。）が実施する豚熱経口ワクチン（以下「ワクチン」という。）の散布業務（後期）を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務目的

本業務は、野生イノシシを媒介として全国的に感染拡大傾向にある豚熱ウイルスについて、県内における感染拡大防止を図るため、「佐賀県豚熱経口ワクチン散布実施計画」に基づき、ワクチンの散布を実施する。ただし、本業務の委託の範囲としては後期に実施する第1回及び第2回の散布とする。

2 業務内容

乙は次の(1)～(3)に係る業務を第1回から第2回までの計2回実施する。散布地点における作業は事故防止等の観点から複数名で行うものとする。業務にあたっては作業班を5班程度編成することで効率的に行い、1作業班につき1名の主任作業員を配置する。ただし、1作業班の人数は、ワクチン散布は3名、ワクチン回収は2名を基本とする。

(1) ワクチン散布

甲が事前に準備した散布地点において、ワクチンを散布する。

ワクチンの散布スケジュールに合わせ、甲がワクチンを手配し、甲が指定する場所において乙に配付する。受渡方法等は別途指示する。

現地での散布作業にあたっては、ワクチンが4℃以上にならないよう携帯用保冷ボックス等を用いて適切な温度管理の下、輸送・散布する。

作業手順は次のとおりである。

ア 散布箇所(散布地点)到着後、散布位置(10箇所)を決める。

イ 各散布位置にワクチン3個を置き、餌（圧ペントウモロコシ等）で被覆する。

ウ 重石を餌の上部に置く。重石の探索範囲は周囲数メートルとし、見つからない場合は落ち葉等で被覆する。

エ 記録写真を撮る（散布時作業風景1(作業員写込み)、散布完了風景全景1の計2枚を撮影）。

オ 作業終了後、手袋、防護服、シューズカバー及び靴底等を消毒する。

(2) ワクチン回収

ワクチン回収は、散布ワクチンの摂取状況の確認と、飼育豚への機械的伝播を防止するため実施する。散布したワクチンの回収時期は、散布後 5 日目以降とする。

作業手順は次のとおりである。

ア 記録写真を撮る（回収時作業風景 1（作業員写込み）、回収完了風景 1 の計 2 枚）。

また、次の該当がある場合は、各 1 枚撮影する（イノシシ食痕写真 1、不明食痕写真 1、餌食はあるがワクチン無傷写真 1、手つかず写真 1）。

イ ワクチン散布位置を確認し、ワクチンを回収する。

ウ ワクチンが無い場合は、周囲にワクチンが落ちていないか確認し、見つけた場合回収する。なお、探索範囲は周囲数メートルの目視とする。

エ 回収した使用済みワクチンは、厚手のビニール袋に入れて密閉し持ち帰る。

オ 作業終了後、手袋、防護服、シューズカバー及び靴底等を消毒する。

(3) ワクチン作業実績及び摂取状況等の記録の取りまとめ

ア ワクチン散布作業、ワクチン回収作業、日時・場所・作業員氏名・作業時間を作成・整理する。

イ 散布ワクチンの回収により把握した情報を基に、散布場所別にワクチン散布回収状況を記録整理する。

ウ 上記の整理は、甲が指定する所定の様式（別記様式 1 及び別記様式 2）及び画像データについて取りまとめる。

(4) ワクチンの配付・保管・管理

ア ワクチンは必要量を甲に事前に伝え、甲が指定する場所において、1 箱（800 個入）単位で受け取る。

イ 甲が貸与する冷凍庫を乙が管理する施設可能な倉庫や事務所等に設置し、散布までの間、ワクチンを施設保管する。

ウ ワクチンが無断で持ち出されることのないよう、厳重に保管・管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

エ ワクチンは常時－20℃以下の温度で保存する。

オ 適宜霜取りを行うなど冷凍庫内の適正な温度管理に努めること。また、停電時における冷凍庫内の温度上昇の防止のため、保冷剤の設置や非常用電源の利用等、可能な範囲で対策を講じる。

オ 乙に設置する冷凍庫に発生する電気料金は乙が負担する。

カ 冷凍庫の設置は、乙が行い、当該設置に係る運搬費用等については乙の負担とする。

(5) 作業中に利用する物品等の洗浄消毒

土に残留した豚熱ウイルスの拡散を防止するため、次のとおりとする。

- ア 作業にあたっては、シューズカバー、ゴム手袋、防護服を着用し、散布地点を移動する際には、消毒液等を用いて、洗浄又は、交換する。
- イ 作業中は作業着や衣服等に土等の汚れが付着しないよう留意して作業し、土等の汚れが付着した場合はその散布地点において消毒液等を用いて洗浄する。
- ウ 他の散布地点への移動又は作業終了後に車で移動する際は、当該車両のタイヤを消毒液等で洗浄する。
- エ なお、散布地点が隣接するなど近距離に位置し徒歩で移動する場合で、ウイルスの拡散リスクが低いと考えられる場合は上記洗浄消毒を義務付けない。

(6) 作業過程で生じた使用済み物品等廃棄物の処理

シューズカバー、手袋、防護服、林業テープ等、作業で生じた使用済み物品等廃棄物の処理については、乙が適切に処理する。なお、豚熱ウイルスの拡散リスクが低く、かつ、消耗が少なく再利用可能な物品を、適切に洗浄消毒して再利用することは妨げない。(散布地点の土等の汚れが付着したものについては、再利用はせず廃棄処理を行うものとする)

(7) 業務の報告

- ア 乙は、業務完了後に業務結果を取りまとめた業務報告書(図面、写真の電子ファイルを含む。)を作成し、紙媒体1部及び電子データ1部を令和8年3月19日までに甲に提出する。
- イ 各種画像等の電子データについては、すべてのデータについて甲に1部提出する。
- ウ 乙は、アによる業務報告の他、各回のワクチン回収終了後に中間報告を行う。
- エ 乙は、甲から求めがあった場合は、適宜業務の進捗状況について報告する。

(8) 記録の保管及び取扱い

乙は、調査や散布等の業務に関する記録を、事業実施期間終了後5年間、適切に保管・管理し、本業務で知り得た事実その他情報について、事業実施期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。また、雑誌等(論文含む。)に掲載するなど、本業務以外の目的・用途に利用してはならない。

(9) 協議・打合せ

業務着手・計画時(1回)、中間報告時(各回)、事業完了報告時(1回)程度の協議・打合せを行い、その内容について記録し、相互に確認する。

3 その他

- (1) 2 業務内容(1)で使用する餌は、圧ペントウモロコシ等の単一飼料であり、乙が購入し用意する。

- (2) 現地作業に関する関係官庁への申請等は、甲が行う。
- (3) 乙は、現地作業の開始及び終了のスケジュールが決定次第、速やかに甲に伝える。
- (4) 本業務を行うに当たり必要な資材について、甲が貸与するもの以外は、特に記載がない限り原則として乙が用意する。ただし、初回のワクチン散布に必要な資材は甲が必要に応じて貸し出すものとする。なお、業務完了後の余剰の資材については甲に返却すること。
- (5) 本業務を行うに当たっては、乙は甲と随時協議、打合せを行うことができるよう十分な体制を整える。協議、打合せを実施した際は、内容を書面で保存することを原則とし、両方で確認を行う。
- (6) ワクチンの散布は、家畜伝染病予防法に基づき国が主導して実施する事業であり、社会情勢の変化、新たな野生イノシシの豚熱陽性確認地点の変化によって、事業期間中においても、履行場所や散布地点の変更、追加や縮小をせざるを得ない可能性があるため、その場合には乙は甲と協議のうえ、変更後の事業実施についても、その履行に前向きに努める。
- (7) 本業務を行うに当たっては、事業の適切な履行のため調査員や作業員の確保等について他社等への再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、事前に甲へ連絡のうえ、承諾を得る。再委託を行う場合には、当該仕様書に記載された業務内容について十分に周知し、適正に業務が行われるようにすること。
- (8) 本業務を行うに当たって、社会情勢等の影響により、事業の遂行や実施方法等について、既存の方法から変更や配慮が必要であると判断される場合については、甲と協議して対応する。なお、対応すべき協議事案については、甲乙いずれからも提案できる。
- (9) 本仕様書に明記されている事項に関連する費用は乙が全て負担する。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

以 上

別記様式 1

令和 7 年度（後期） 豚熱経口ワクチン散布				
経口ワクチン散布・回収の日程				
2025年 月 日 時点				
	1回目散布		2回目散布	
作業内容	散布市町	日程	散布市町	日程
散布				
回収				
県全体の 散布面積 (km ²)				

※散布予定地点については地図（様式指定無し）を添付すること

令和 7 年度（後期） 第 1 回 散布
経口ワクチン 散布状況

2025年〇月〇日 時点

1 散布地点数（散布個数）

市町村名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合 計
A市								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
B市								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
C町								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
D町								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
散布地点数計	0	0	0	0	0	0	0	0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()

令和 7 年度（後期） 第 2 回 散布
経口ワクチン 散布状況

2025 年〇月〇日 時点

1 散布地点数（散布個数）

市町村名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合 計
A 市								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
B 市								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
C 町								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
D 町								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
								0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()
散布地点数計	0	0	0	0	0	0	0	0
(散布個数)	()	()	()	()	()	()	()	()

